

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第492号)

平成19年4月26日

横 情 審 答 申 第 492 号

平 成 19 年 4 月 26 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成18年8月15日安港北第948号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「救急活動記録票（ 年 月 日 時 分受信 港北救急隊）、救急活動  
記録票（ 年 月 日 時 分受信 港北救急隊）、救急活動記録票（ 年  
月 日 時 分受信 港北救急隊）及び救急活動記録票（ 年 月 日  
時 分受信 篠原救急隊）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てに  
ついての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「救急活動記録票（ 年 月 日 時 分受信 港北救急隊）、救急活動記録票（ 年 月 日 時 分受信 港北救急隊）、救急活動記録票（ 年 月 日 時 分受信 港北救急隊）及び救急活動記録票（ 年 月 日 時 分受信 篠原救急隊）」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「救急活動記録票（ 年 月 日 時 分受信 港北救急隊）、救急活動記録票（ 年 月 日 時 分受信 港北救急隊）、救急活動記録票（ 年 月 日 時 分受信 港北救急隊）及び救急活動記録票（ 年 月 日 時 分受信 篠原救急隊）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年7月4日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報のうち、個人からの聴取内容については、本人開示請求者以外の特定の個人から聴取した内容であって、他の情報との照合により識別可能にあたり、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）が家族としてすべてにかかわって知ることができた情報であるとの主張については、本人開示請求者以外の家族の情報に関しても非開示としていること、また、救急搬送時に不在であったが病院で母及び医師から事情説明により知り得た情報であるとの主張については、本人開示請求者以外の情報は非開示としていることから、いずれも本号ただし書アに該当しないため、非開示とした。

## 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように

要約される。

- (1) 非開示決定処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 本件個人情報のうち、2つ目から4つ目までのものについては、申立人は本件個人情報において、家族として救急搬送の依頼、救急隊の到着及び搬送先病院にいたるまでを当事者としてすべて関わっており、開示情報の内容については既知の立場にある。よって、第22条第3号についての妥当性を欠くため、非開示との判断は不当である。
- (3) 本件個人情報のうち、1つ目のものについては、救急搬送時に申立人は不在であったが、直後の病院での母及び医師からの説明によりすべての情報を知り得ているため、第22条第3号に該当するとの判断は妥当性を欠き不当である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人の亡父の救急活動記録票である。救急活動記録票は、消防局救急規程（平成16年3月消防局達第5号。平成18年3月消防局達第15号による改正前のもの）第36条に基づき、救急隊が出場した場合に作成するものとされ、救急隊名、発生場所、傷病者氏名、搬送先、現場観察、備考等が記録される。

本件請求に対し、実施機関は、備考欄に記録された個人からの聴取内容を非開示とし、その余の部分を開示している。

### (2) 本人開示請求権について

ア 条例に基づく個人情報保護制度は、実施機関に対し、個人情報の収集、管理及び利用・提供の全般にわたりその適正な取扱いを義務付け、もって、個人情報に関する本人の権利利益の保護を図ろうとするものである。このため、条例は実施機関に課せられた義務の実効性を担保するため、条例第20条第1項で「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定し、実施機関に対し、当該本人から個人情報の開示を求める請求権を認める本人開示請求制度を設け、さらに、当該本人情報の訂正、削除、利用停止等を求めることを認めている。

イ 条例に基づく開示請求の対象となる個人情報は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（条例第2条第2項）である。

この点、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)は、本人開示請求の対象となる個人情報を「生存する個人に関する情報」と規定し、このため、条例に基づく本人開示請求の対象となる個人情報と法に基づく対象個人情報とでは若干その対象について異なる文言上の取扱いがなされており、そのため本人開示請求の対象には広狭があり得るが、本来、条例に基づくものであれ、法に基づくものであれ、本人開示請求制度は個人情報に関連する個人の権利利益の保護を目的とするものであり、そして、本人の権利利益の保護について関与できる者は、生存する個人(代理人を含む。)であるから、自己の個人情報の開示請求の主体は、生存する本人であり、死者は請求の主体となり得ないといわなければならない。

したがって、本人開示請求制度の趣旨からすると、条例と法との間には本人開示請求の対象となる個人情報に文言上の差異はあるものの、条例においても、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならず、死者の個人情報の開示請求を他者が行うことは、認められない。

もっとも、死者の個人情報のすべてが本人開示請求の対象とはならないものと解することは妥当ではなく、死者の個人情報ではあっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるというべきである。

ウ 死者の個人情報について本人開示請求ができる場合としては、例えば、死亡した親の遺伝子情報は実子自身の個人情報でもあるとして開示請求の対象となるほか、請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報が考えられる。

さらに、条例は本人開示請求の対象を「生存する個人に関する情報」に限定していないのであり、また、未成年者である自分の子に関する情報などは、子どもが生存していれば、原則として親権者は条例第20条第2項の規定により法定代理人として条例に基づく開示請求ができ、民法の規定上、一般に子どもに対して監護権を有しているということを考慮すると、死者に関する情報であっても、社会

通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあると考えられる。

エ もっとも、以上に例示したところは、条例に基づく本人開示請求制度の例外として認められるものであるから、開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があつて始めて認められるものというべく、請求者の範囲を拡大しすぎるものがないように取り扱う必要がある。

オ 以上のような観点から本件個人情報をみると、申立人の亡父の救急搬送はかねてからの疾病のために行われたものであり、また、死亡する数か月前の記録であることや、本人開示請求書の記載内容から判断する限り本件個人情報が同時に請求者自身の個人情報と同視すべき情報であると推認することはできない。また、本件請求は、成年の子が亡父の情報を請求したものであり、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報とまではいえない。

カ したがって、本件個人情報は、本来、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報であるから個人からの聴取内容を非開示としたことについては妥当である。

キ なお、当審査会としては、実施機関におかれては、死者に関する情報が請求者本人の個人情報と認められる場合は極めて限定的に解されることに留意し、利用目的を超えた取扱いや、漏えい等の不適切な取扱いを避けるために、その適正な管理を図るため、請求資格要件、証明書類等に関する運用基準を明確に定め、適正に取り扱うよう要望する。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を一部開示とした決定は、結論において妥当である。

### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年8月15日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年8月18日 (第28回第三部会) 平成18年8月22日 (第90回第二部会)	・諮問の報告
平成18年8月24日 (第91回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年9月14日 (第92回第一部会)	・審議
平成18年9月28日 (第93回第一部会)	・審議
平成18年10月12日 (第94回第一部会)	・審議
平成18年10月26日 (第95回第一部会)	・審議
平成18年11月9日 (第96回第一部会)	・審議
平成18年11月30日 (第97回第一部会)	・審議
平成18年12月14日 (第98回第一部会)	・審議
平成19年1月11日 (第99回第一部会)	・審議
平成19年1月25日 (第100回第一部会)	・審議
平成19年2月9日 (第101回第一部会)	・審議
平成19年2月22日 (第102回第一部会)	・審議
平成19年3月8日 (第103回第一部会)	・審議
平成19年3月22日 (第104回第一部会)	・審議